

第4章 食育推進に関する施策の展開

1 生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

家族が、食卓を囲んで共に食事を摂りながらコミュニケーションを図ることは、家庭における食の原点です。特に、朝食をしっかりと食べることは一日の生活のリズムを整え、健全な食習慣を導きます。家庭における教育力や生活力の向上も見据えながら、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上、望ましい食習慣の促進のため、家族ぐるみで、食に関する理解を深め、健全な食生活への意識の向上を図るなど、家庭における食育の実践につながる取り組みを推進します。

① 子どもの基本的な生活習慣の形成

- ・ 「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動推進協議会の活動への協力等、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。 (社会教育課)

② 望ましい食習慣や知識の習得

- ・ 食生活改善推進員による親と子を対象とした食育教室、男性を対象とした料理教室等の開催を支援して、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。

(健康増進課)

- ・ バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量を控えた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、日本人の長寿を支える「健康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。

※再掲

(健康増進課)

- ・ 「家庭教育手帳」の活用の促進、幼児教育番組の放映及びビデオの貸し出し等により家庭における基本的なしつけ等、食育を含む子育て情報を提供します。

(社会教育課)

③ 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 市町村において、健康相談等による妊産婦や乳幼児に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。

(健康増進課)

- ・ 愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。
(健康増進課)

④ 子ども、若者の育成支援における共食等の食育推進

- ・ 様々な子ども、若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育について理解を促進します。

特に、家族が食卓を囲んで共に食事を摂りながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実を通じて、家庭と地域が連携した食育の推進を図ります。
(社会教育課)

⑤ 食に関する指導の充実

- ・ 食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。※再掲 (健康増進課)

- ・ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。※再掲

(スポーツ健康課)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

学校、保育所等は、「給食」をはじめとして、個々の授業や体験学習など教育活動全般を通して、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。このため、児童生徒等の健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活が営めるよう、地域や家庭と連携しながら、食育指導の一層の充実に向けた取り組みを推進します。

なお、高等学校や大学等においても、健全な食生活の実践に向け、各教育段階や専門性に即した食育の取り組みを進めます。

① 食に関する指導の充実

- ・ 高校生を対象とした「あぐり体験事業」や親子などを対象とした体験学習を通して、食や農業に関する関心を高め理解を促進する機会を提供します。
(農業技術課)

- ・ 朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、「学校における食育推進のための指導手引き」に沿って、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭、学校栄養職員が中心となり、各学校で、全職員が協力して、「食に関する指導全体計画及び年間指導計画」を活用し、

学校、家庭、地域の連携による食育を推進します。（スポーツ健康課）

- ・ 栄養教諭の計画的な配置拡大を図るとともに、教職員の初任者研修、10年経験者研修等において、食育に関する講座を位置づけるなど、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。（スポーツ健康課）
- ・ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。（スポーツ健康課）
- ・ 栄養教諭、学校栄養職員と養護教諭を中心に、保護者と学校が連携を図りながら児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、食物アレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。（スポーツ健康課）
- ・ 農林水産業者等と連携し多様な体験活動の実施を推進するためのネットワークの構築に努めます。（スポーツ健康課）

② 学校給食の充実

- ・ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。※再掲（畜産課）
- ・ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。（スポーツ健康課）
- ・ 給食献立表や給食だより等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図ります。（スポーツ健康課）
- ・ 栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対する感謝の心を育てます。（スポーツ健康課）
- ・ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。※再掲（スポーツ健康課）

- ・ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。※再掲
(スポーツ健康課)

③ 食育を通じた健康状態の改善の推進

- ・ 消費者としての視点から食を主体的に選択する力(食の自己管理能力)を育む等、教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導を更に充実させます。
(スポーツ健康課)

④ 保育所等での食育の推進

- ・ 保育所(園)長や調理担当職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等についての理解を促進します。
(子育て支援課)

⑤ 大学と連携した食育推進

- ・ 県と大学との連携による食育推進の取り組みとして、食に関する講義への県職員の出講、幼稚園、保育所、認定こども園における学生による食育推進ボランティア活動に係る研修の実施、県産食材を活用した創作郷土料理レシピやヘルシーメニューの開発などを進めます。
(消費生活安全課、健康増進課)

(3) 地域における食育の推進

食は日常生活そのものであり、家庭や学校以外でも、地域における生活のあらゆる場面で食育推進の大切な場となります。

特に、本県の死亡原因の5割を占める生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、健康づくりや、健全な食生活の推進など、地域の果たす役割は、様々な家庭の状況や生活の多様化に伴い、一層重要になっていることから、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携しつつ、食育についての様々な関係者が様々な機会をとらえて、地域における子どもから高齢者まで県民一人ひとりの食生活の改善を進めます。

① 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践

- ・ 食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。
(健康増進課)

② 食育ガイド等の活用促進

- ・ バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量を控えた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、日本人の長寿を支える「健

康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。
(健康増進課)

③ 専門的知識を有する人材の育成・活用

- ・ 栄養士、調理師、食生活改善推進員等への研修会等を開催し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図るとともに、特定給食施設等への監視、指導、助言を通じて、食育の推進を図ります。
(健康増進課)

④ 健康づくりの推進

- ・ 事業所への出前健康講座や生活習慣病予防講習会等により、生活習慣病等の予防に向けた食生活の改善に関する情報提供や、生涯を通じた健康づくりの推進体制の整備を図ります。
(健康増進課)

⑤ 健康寿命の延伸につながる食育推進

- ・ 市町村、栄養士会、企業、食生活改善推進員等と協働した栄養、食生活の改善の取り組みを通して、メタボリックシンドローム予防を推進します。
(健康増進課)

⑥ 歯科保健活動における食育推進

- ・ 「歯と口腔の健康週間」、「山梨県民歯科保健のつどい」等における啓発活動、8020運動(生涯を通じた口腔の健康づくり)により、食生活を支える口腔機能の維持・向上の推進を図ります。
(健康増進課)

⑦ 食育関連事業者等による食育推進

- ・ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介などの情報を提供します。
(消費生活安全課)

⑧ 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 市町村において、健康相談等により、妊産婦や乳幼児に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。
※再掲 (健康増進課)
- ・ 愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。※再掲 (健康増進課)

⑨ 食に関する指導の充実

- ・ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。 ※再掲

(スポーツ健康課)

2 地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承

(1) 地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進

本県は様々な食物を生産し、また、大都市に隣接しながら恵まれた自然の中で、特色ある食文化を発展させてきました。

地元で生産された新鮮で安全な県産食材を地元で消費する「地産地消」を進めることで、食に関する県民の理解と関心を高めるとともに、農産物の消費地が近い本県の特性を生かして、消費者による農業体験や、生産者との交流イベントなどを通して、食に対する感謝の気持ちを醸成し、労働の尊さを実感し、更には農業への理解を深めていきます。

また、体験型ツーリズムに対するニーズの高まりなどを背景として、食を支える本県の農業・農村での体験は貴重な観光資源でもあることから、直売所や市民農園などを活用した食育を進めることで、地域の活性化を図ります。

① 都市と農山村との交流の促進

- ・ 農産物等の直売や加工体験、地域情報等を提供する施設、市民農園、体験農園の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。

(農村振興課)

② 農林業者等による食育の推進

- ・ 農林業者等は、学校、保育所等の教育関係者を初めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して教育ファーム等農林業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するように努めます。

(農業技術課、スポーツ健康課)

③ 地産地消の推進

- ・ 「ふるさと特産品フェア」や「野菜の日」、「特産林産フェア」、「県産品愛用キャンペーン」等の様々なイベント、テレビ、ラジオ、新聞等の様々な媒体、県政出張講座等を通じて、地産地消のPR活動を展開します。

(農政総務課、果樹食品流通課、林業振興課)

- ・ 地産地消を県民運動として定着させていくため、「食のやまなし地産地消推進大会」等を開催します。

(果樹食品流通課)

- ・ 農産物直売所の利用を促進し、売上向上を図るため、経営管理や商品管理に関する研修会等を開催します。(果樹食品流通課)
- ・ 農産物直売所の利用者が求める地元農産物を安定して供給できるよう、生産品目の増加や周年生産、更には直売所間の相互連携を促進します。(果樹食品流通課)
- ・ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。(畜産課)
- ・ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。(スポーツ健康課)
- ・ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。 ※再掲 (スポーツ健康課)

④ 環境にやさしい農業の推進

- ・ 環境に配慮して化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした農産物のうち、一定の基準を満たして栽培された県産農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」を推進します。(果樹食品流通課)
- ・ 環境にやさしい農業の実践に向け、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。(農業技術課)

⑤ 山梨ブランドの形成支援

- ・ ワインや日本酒をはじめ、生産者が取り組むプロモーション・キャンペーン等の様々な活動を支援し山梨県産食品の高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、本県の風土が育んだ食文化として発信します。(地域産業振興課)
- ・ 物産展の開催等による販路拡大や観光キャンペーンや県HPによる情報発信を推進します。(観光振興課)

(2) 食文化の継承

平成25年12月に「和食：日本人の伝統的な文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、①多様で新鮮な食材と持ち味の尊重、②栄養バランスの良さ、③自然や季節の表現、④年中行事との密接な関わり、など「和食」のもつ4つの特徴が認識されてきました。

そこで、本県で生産される米や果実、野菜等の多様な農産物や、それらを活用した枯露柿などの加工品等、本県の地域性を生かして、「地産地消」を推進しながら、ほうとうに代表される郷土食など、特色ある食文化を継

承し、これまで先人が積み重ねてきた食に関する経験を学び、一層豊かな食文化を創造し、地域の活性化に役立てていきます。

- ① ボランティア活動等における取り組み
 - ・ 食生活改善推進員等が作成した郷土料理集等を県HPで紹介し、郷土料理や特産品を活用した新たな料理の普及を図り、豊かな食文化を継承します。(消費生活安全課)
- ② 学校給食での郷土料理等の積極的な導入
 - ・ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。(スポーツ健康課)
 - ・ 栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対する感謝の心を育てます。※再掲(スポーツ健康課)
- ③ 調理師会等との連携による食文化の継承
 - ・ 調理師会や栄養士会、食生活改善推進員会との連携により、各種食に関するイベント、料理教室等を通じて、郷土料理を紹介、活用し、食文化の継承を推進します。(健康増進課)

3 食育県民運動の展開

(1) 食育県民運動の展開

食育の取り組みは、県民一人ひとりが生涯にわたってねばり強く継続していくことが重要です。

一方で、食育に対する関心のない人にも働きかけを行ったり、個人の活動が円滑に進められるよう、周囲が支援するような環境づくりも大切であり、このような環境づくりは多くのボランティアに支えられてきました。

今後も、行政、関係者、ボランティア等が、それぞれ推進に向けた体制を整え、相互に連携・協力しながら力を合わせて活動を推進する県民運動として展開していきます。

そのためには、関係者が、日常的に食に関する知識の習得や情報提供を受けるとともに、活発な意見交換が行われるような機会と場の提供の充実を図ります。

- ① 食育に関する県民理解の増進
 - ・ 「食育月間」に合わせ、啓発活動や食育情報の提供、「食育推進シンポジウム」、「食育フェスタ」の開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。(消費生活安全課)

- ・ 「食育月間」、「食育の日」などに合わせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「健やか山梨21推進大会」、「愛育大会」、「山梨県民歯科保健のつどい」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。

(消費生活安全課、健康増進課)

② ボランティア活動等民間の取り組みへの支援、表彰等

- ・ 「食育推進ボランティア」を登録し、それらを対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。

(消費生活安全課)

- ・ NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食育活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。

(消費生活安全課)

- ・ 「食の安全・食育推進大会」や「食のやまなし地産地消推進大会」等において、食育の推進や地産地消に取り組む団体を表彰し、食育や地産地消についての県民意識の高揚を図ります。

(消費生活安全課、果樹食品流通課)

③ 市町村食育推進計画との連携

- ・ 「食育月間」中に、県内各地で一斉に啓発活動を実施するなど、市町村食育推進計画との連携を図りながら効果的な施策の推進を図ります。

(消費生活安全課)

④ 食育県民運動に資する情報の提供

- ・ 栄養士会による栄養相談事業、市町村広報誌への情報提供の取り組み、調理師会や食生活改善推進委員会等による食育に関する情報提供の取り組みを推進します。

(健康増進課)

⑤ 食品関連業事業者による食育推進

- ・ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介などの情報を提供します。※再掲

(消費生活安全課)

⑥ 食品情報に関する制度の普及

- ・ 県民から募集した「食品表示ウォッチャー」の活動や食品表示合同調査、食品表示確認のための買上げ調査を通じて、県民と食品関連事業者への食品情報に関する制度の普及を図ります。

(消費生活安全課)

⑦ 県民の意見聴取等の推進

- ・ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進します。※再掲

(消費生活安全課)

⑧ 食品ロス削減を目指した県民運動の展開

- ・ 消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するため、情報交換や普及啓発等の取り組みを行います。
(消費生活安全課)

4 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

(1) 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。そのためには、世代に応じた具体的な取り組みや、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠です。

このため、国等からの情報を迅速に収集し、市町村と連携する中で、この情報を県民にわかりやすく情報提供していきます。

① 基礎的な調査等の実施及び情報の提供

- ・ 県政モニターや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」などを食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。(消費生活安全課)

② リスクコミュニケーションの充実

- ・ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進します。(消費生活安全課)

③ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供等

- ・ 県HPや消費生活情報誌「かいじ号」、各種パンフレット等により、食育活動事例や食品の安全性、栄養、食生活の改善について情報を提供するとともに、食についての総合窓口「食品安全110番」を通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。
(消費生活安全課)
- ・ 県HPに「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」を設置し、食品の安全性や栄養等食育に関する様々な内容を一元的に盛り込んだ情報を提供します。
(消費生活安全課)
- ・ 食の安全・安心推進条例に基づく原産地に関する詳細な情報提供を推進するため、事業者への普及啓発・指導等を実施します。
(消費生活安全課)

- ・ 「食育月間」に合わせ、啓発や食育情報の提供、「食育推進シンポジウム」、「食育フェスタ」の開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。※再掲（消費生活安全課）
- ・ 県民への情報提供を充実させるため、食品自主回収情報等を県HPで公表します。（消費生活安全課、衛生薬務課）
- ・ 「食育月間」、「食育の日」などに合わせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「健やか山梨21推進大会」、「愛育大会」、「山梨県民歯科保健のつどい」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。※再掲（消費生活安全課、健康増進課）
- ・ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、県HPや広報等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。（衛生薬務課）

④ 食品表示の適正化の推進

- ・ 県民から募集した「食品表示ウォッチャー」の活動や食品表示合同調査、食品表示確認のための買上げ調査を通じて、県民と食品関連事業者への食品情報に関する制度の普及を図ります。※再掲（消費生活安全課）
- ・ 国の関係機関等と連携して、「米トレーサビリティー」制度に基づく生産者、事業者等へ米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する指導等を推進します。（消費生活安全課）
- ・ 県産牛肉情報掲載HP等による「牛肉トレーサビリティー」制度の適切な運用や、農家等への農薬・肥料等の使用履歴記帳を促進します。（畜産課、農業技術課）

⑤ 食育県民運動に資する情報の提供

- ・ 栄養士会による栄養相談事業、市町村広報誌への情報提供の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等の活動による食育に関する情報提供の取り組みを推進します。※再掲（健康増進課）

⑥ 食品関連事業者等による食育推進

- ・ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介など情報を提供します。※再掲（消費生活安全課）